苫小牧市火災予防条例の一部改正内容（H26.8.1施行）

第１　一部改正の概要について

1　屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備　（第 20 条第 1 項第 9 号の 2）
対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで使用する場合は、**消火器の準備**が必要です。
２「指定催し」の指定　（第 57 条の 2）
屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを**指定催しとして指定**します。
３　指定催しの防火管理　（第 57 条の 3）
「指定催し」では**「防火担当者」**を定め、**「火災予防上必要な業務に関する計画」**を作成し、「指定催し」を開催する日の**１４日前までに当該計画を消防本部に提出**することが必要です。
４　露店等の開設届出　（第 59 条第 6 号）
対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署（出張所）への**届出**が必要です。
５　罰則　（第 64 条第 4 号及び第 65 条）
３の「計画」を提出しなかった場合、**３０万円以下の罰金刑**が科されます。

※対象火気器具等とは、火を使用する器具等で、コンロ等の調理器具・ストーブ・発電機のように、液体、気体、固体、電気などを燃料とする器具をいいます。

第２　一部改正の詳細について

１　屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、消火器（水バケツ、エアゾール式の簡易消火具及び住宅用消火器を除く）の準備が必要です。

○

×

×

消火器　　　　エアゾール式
簡易消火具　　　　消火器
（住宅用）

（１）対象となる催し

一時的に一定の場所に多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを有するものを対象とします。

したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園のもちつき大会その他参集範囲が特定されていたり、相互に面識がある者が集まる催し等は対象外となります。

ちなみに町内会が主催する夏祭り等のうち、参加者を限定せず不特定多数の来場が見込まれるものは対象となります。

開催される催しが、消火器の準備や露店等の開設届出が必要となるかについては、事前にお近くの消防署（出張所）又は消防本部にご相談ください。

（２）対象火気器具に該当する器具

具体的には、コンロ等の調理器具、ストーブ、発電機等が該当します。

【対象火気器具等の例】

<コンロ>

<たこ焼き機>

<ストーブ>

<発電機>

２　指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

※　消防長が定める要件とは、１日の人出予想が１０万人以上、かつ、出店する露店等が１００店舗以上の催しで、告示で定めています。

（現時点で該当するものは、とまこまい港まつりのみとなっています）

３　指定催しの防火管理

防火担当者は、次に掲げる内容について火災予防計画を作成します。

① 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
② 対象火気器具の使用及び危険物の取り扱いの把握に関すること。
③ 対象火気器具を使用し又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上必要な配置に関すること。
④ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
⑥ ①から⑤まで以外の火災予防上必要な業務に関すること。

４　露店等の開設届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、あらかじめ消防署（出張所）への届出が必要です（届出は露店個々に提出するのではなく、催しの主催者等において一括して提出するようお願いします）。

また、露店等の開設届出書の添付書類として、露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図の添付が必要です。

なお、各露店の責任者にあっては、露店等を開設する場合に自主的な火災予防チェックをお願いします。

５　罰則

「指定催し」の主催者が、火災予防計画を消防本部に提出しなかった場合は、３０万円以下の罰金刑が科されます。これは、火災予防計画の重要性や大規模な屋外催しにおける火災予防の実効性を高めるためです。

なお、この罰則は、「指定催し」の主催者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます。）の代表者や個人だけでなく、法人に対しても適用される場合があります。

６　施行期日

改正後の火災予防条例については、平成２６年８月１日から施行となります。

７　対象外の催し等における防火対策について

多数の者の集合する催しに該当しない場合、条例の規定上は消火器の準備や露店等の開設届出は不要となりますが、そのような場合についても安心して催しを開催できるよう、消火器具等の準備や自主的なチェックを実施するなど、火災予防に努めていただくようお願いします。

第３　届出の具体的な流れ

１　指定催しを開催する場合（とまこまい港まつり）

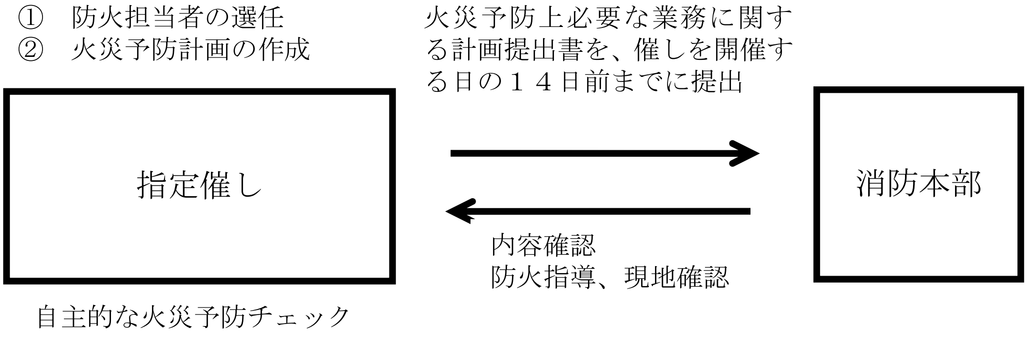

２　多数の者の集合する催しにおいて露店等を開設する場合

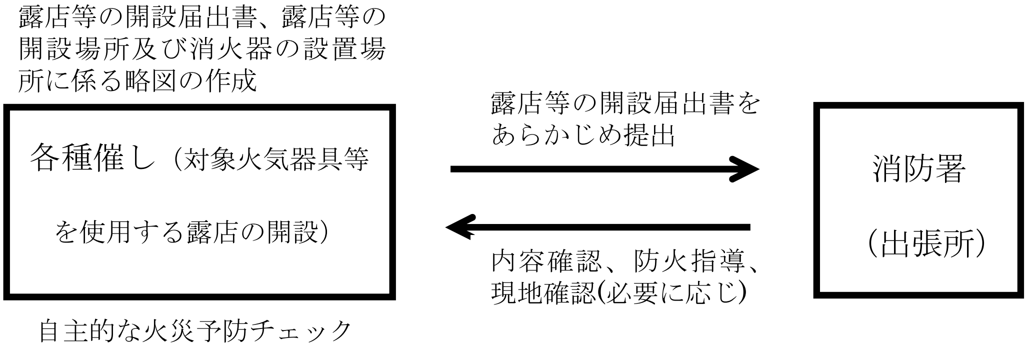

※「露店等の開設届出書」及び「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」につきましては、平成２６年８月１日に施行となりますので、届出の受付については、この日以降となります。